

帯広市行政手続条例の一部改正について
帯広市行政手続条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 26 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市行政手続条例の一部を改正する条例

帯広市行政手続条例（平成 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の帯広市行政手続条例第 15 条第 3 項及び第 4 項（第 22 条第 3 項及び第 29 条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

（説 明）

行政手続法の一部改正に伴い、公示送達の手法の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。